

# 令和6年度 美祢市結婚新生活支援事業概要について

美祢市では新婚世帯が良好な住環境で新生活をスタートできるように、新居の住居費、引越し費用及びリフォーム費用などを支援します。

## 1 対象となる世帯について

下記①～⑧すべてに該当する世帯、または令和5年度に当該事業による補助を受給した世帯のうち、その受給額が補助上限額に達していない世帯(以下、「令和5年度交付決定者世帯」という。)で、次の②～⑧すべてに該当する世帯が対象となります。



- ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日に婚姻届が受理された世帯
- ② 美祢市に住民票がある世帯
- ③ 夫婦の令和5年(令和5年1月1日～令和5年12月31日)の所得額の合計が500万円未満である世帯  
※ 貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を所得額から控除します
- ④ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- ⑤ 補助金交付後継続して3年以上美祢市に定住する意思がある世帯
- ⑥ 夫婦ともに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等でない世帯
- ⑦ 夫婦ともに市税等の滞納がない世帯
- ⑧ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

## 2 対象となる経費及び補助額について

### <補助対象経費>

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払われた下記の経費

- ① 新居の住居費(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、取得費) ② 引越し費用 ③ リフォーム費用

### <補助上限額>

**夫婦ともに29歳以下の場合 60万円**

**上記以外の場合 30万円**



※ 補助対象経費が上限額に達しなかった場合は、その差額分を次年度に再度申請することができます(次年度の要件を満たす必要あり)。

※ 令和5年度交付決定者世帯においては、当該年度の補助上限額から受給済額を差し引いた額を限度とします。

## 3 申込受付期限について

令和7年3月31日

## 4 申請・お問合せ先について

美祢市総務企画部地域振興課 〒759-2292 美祢市大嶺町東分 326 番地 1

電話：0837-52-1128 E-mail [chiikishinkou@city.mine.lg.jp](mailto:chiikishinkou@city.mine.lg.jp)

## 5 申請書類について

### 【共通書類（資格の確認書類）】

①	美祢市結婚新生活支援事業補助金交付申請書
②	婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本）
③	誓約書
④	夫婦の住民票の写し（転入届又は転居届提出後の住民票）
⑤	夫婦の令和5年（令和5年1月1日～令和5年12月31日）の所得証明書
⑥	夫婦の市税等の滞納がない証明書
⑦	貸与型奨学金の返済が分かる書類（※貸与型奨学金の返済がある場合）
⑧	アンケート

### 【対象となる費用の支払の確認書類】

#### ●住居を購入した場合

①	住居の売買契約書の写し
②	住居購入に係る領収書

#### ●住居を新築した場合

①	住居の請負契約書の写し
②	住居建築に係る領収書の写し

#### ●住居を賃借した場合

①	住居の賃貸借契約書の写し
②	家賃等の領収書の写し等
③	仲介手数料の領収書の写し等
④	住居手当支給証明書（※給与所得のある方全員）

#### ●引越し費用の場合

①	引越し費用に係る領収書の写し
---	----------------

#### ●リフォーム費用の場合

①	工事請負契約書又は請書の写し
②	リフォーム費用に係る領収書の写し

## 6 対象となる経費の詳細について

### 1. 新居の住居費

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払われたものに限りです。

[対象となる費用の具体例]	※婚姻を機に新たに住居を取得、賃借する際に要した費用
・住居を賃貸している場合	賃料（家賃）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
・住居を購入した場合	購入費
・住居を新築した場合	設計費、工事費

※ 賃料について勤務先から住居手当が支給されている場合は、住居手当分は補助対象外です。

### 2. 引越し費用

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払われたものに限りです。

[対象となる費用の具体例]	※引越し業者への支払いに要した費用
・引越し運送費用（運賃や割増運賃など）	
・荷造り等のサービス費用（作業員料、梱包資材費などの実費）	

- × 不用品の処分費用、物品の購入費用、引越し業者が行う電気やガスなどの代行サービス料やエアコンのクリーニング費用などは対象外です。
- × 引越し業者を用いない引越し費用については対象外です。

### 3. リフォーム費用

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払われたものに限りです。

- × 婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施したリフォームである必要があります。
- × 倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用については対象外です。